

北方町下水道工事指定店 指定申請のご案内

- 北方町の区域内における排水設備の工事は、北方町下水道条例第7条により「指定」を受けたものが施行することとなっています。
- この「指定」を受けるための手続は、次のとおりです。

指定の申請に必要な書類

個人	法人	申請の際にお持ちいただくもの	備 考
○	○	北方町下水道工事指定店指定申請書 (様式第1号)	
○	○	代表者の履歴書	
○	—	住民票	発行日から3か月以内のもの。 ※個人番号は表示しないでください。
—	○	定款の写し	直近のもの。
—	○	登記事項証明書 又は 登記簿謄本	発行日から3か月以内のもの。
○	○	排水設備工事経歴書	直近1年間の完成工事を記載。
○	○	排水設備責任技術者調書	
○	○	責任技術者の 免状又は技術者証の写し	記載事項の内容確認用。
○	○	従業員名簿	
○	○	市町村税納税証明書	直近のもので滞納がないことが分かるもの。
○	○	所有工事用機械器具調書	種別ごとに1種類以上記載。
○	○	機械器具類の写真	機械器具調書に記載したものを全てを撮影。
△	△	賃貸借契約書又は公共料金等の 支払証の写し	申請する住所が登記事項証明書や住民票に記載 のない場合。

申請手数料

14,000 円

申請場所

北方町役場 2階 上下水道課 (9番) 窓口

電話 058-323-1112 FAX 058-323-2113

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

その他

指定の手続に要する期間は、指定申請書類を受け付けた日から15日程度です。
期間に余裕を持って、申請してください。

申請書類の記入方法

1 下水道工事指定店指定申請書（様式第1号）

	個人	法人
「申請者」欄	住民票のとおり記入する。	登記事項証明書のとおり記入する。
「店舗等の所在地」欄	法人の場合で、支店や営業所で申請する場合は、支店や営業所の所在地を記入する。	
「商号・名称」欄	法人の場合で、支店や営業所で申請する場合は、支店や営業所の名称まで記入する。	
「代表者」欄	「申請者」と同じ場合でも記入する。住民票又は登記事項証明書と記載内容が一致すること。	
「従業員数」欄	従業員名簿と数が一致すること。	

※ 申請書への押印は不要です。

2 所有工事中機械器具調書

機械器具の種別ごとに、必ず1種類以上記入し、記載した機械器具の写真を添付してください。

申請書類の代用

北方町のホームページ「上下水道課関係の申請書等様式」に掲載されている指定の申請に必要な書類のうち、『北方町下水道工事指定店指定申請書（様式第1号）』以外の書式については、他の地方公共団体が提供しているもので、北方町が記載を求める事項を具備している（記載事項に不足がない）ものであれば、代用していただいても差し支えありません。

